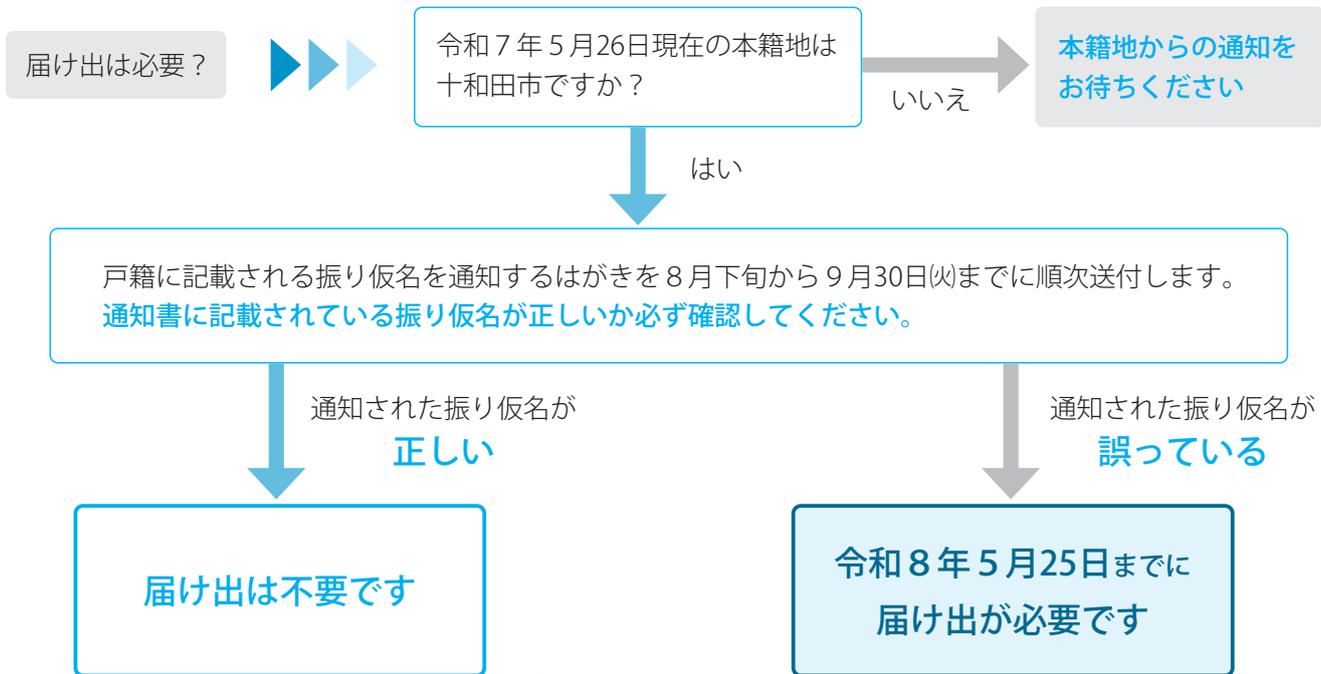


必ずご確認ください

戸籍の振り仮名を通知します

問市民課 ☎0176-51-6756

令和7年5月26日の改正戸籍法の施行に伴い、戸籍に氏名の振り仮名を記載するため、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の振り仮名を通知します。次のフローチャートを参考に振り仮名が正しいかご確認ください。



届け出をしなくても通知された振り仮名が戸籍に記載されます



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



❖届け出方法

- ▶オンライン（マイナンバーカードが必要です）
- ▶最寄りの市区町村窓口（本籍地以外の市区町村でも届け出可能です）
- ▶郵送（〒034-8615 十和田市役所市民課宛 ※住所記載不要）
届け出様式は市ホームページからダウンロードできます。

※振り仮名は、令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。
令和8年5月26日より前に戸籍への記載を希望する場合は届け出が必要です。

オンラインでの届け出は「マイナポータル」から



▲マイナポータル



マイナちゃん

通知はがきのイメージ

令和7年4月12日	
戸籍に記載される振り仮名の通知書 青森県十和田市長	
戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしないで、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。なお、相違ない場合は届出不要です。 ※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。	
本籍	東京都新宿区 西新宿五丁目
【氏名の振り仮名】	
氏	甲野
氏の振り仮名	コウノ
氏の振り仮名の届出が可能の方	甲野 梅子 様のみ

【名の振り仮名】	
① 名	梅子
振り仮名	ウメコ
② 名	一郎
振り仮名	イチロウ
③ 名	二郎
振り仮名	ジロウ
④ 名	さくら
振り仮名	サクラ

◆名の振り仮名の届出が可能の方
①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Hi-Voiceアプリ」/「Hi-Voice目録アプリ」)

お問い合わせ先

法務省ホームページ▶



▶制度や届け出期間、届け出方法について

専用コールセンター（法務省）☎0570-05-0310

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、休日を除く）

▶マイナポータルの操作方法について

マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時

休日 午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）